

藤健福第1330-2号

平成27年2月27日

居宅介護提供事業所 御中

藤井寺市福祉事務所長



サービス提供中にヘルパーが車両を運転する場合の報酬算定について（通知）

平素は、本市福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、先に通知しております標記について、下記のとおり、その内容を一部訂正します。今後とも、適切な制度運用にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

前回通知

- なお、ヘルパーが利用者の車両を運転する場合、特に許可や登録等は必要ありませんが、事故発生時に事業所の加入保険が利用できない可能性が高いため、控えていただきますようお願いいたします。

今回通知

- なお、ヘルパーが利用者の車両を運転する場合、訪問系サービスと連続して移送する場合は、ボランティア扱いになるため、介護報酬の算定はできません。また、事故発生時に事業所の加入保険が利用できない等の問題が生じることが懸念されますので、控えるなど適切に対応してください。

以上

〒583-8583（住所不要）

藤井寺市健康福祉部福祉総務課

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

E-mail: fukushi@city.fujiidera.lg.jp